

記者発表資料



令和 6年 2月11日 (日)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 (緊急情報)

発表事項	南さつま市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(県内2例目)の確認について(第2-2報)	
内容	<p>令和6年2月11日、南さつま市の種鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(県内2例目)が確認されました。</p> <p>県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び、移動制限区域、搬出制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始しました。</p> <p>1 農場の概要 所在地 : 南さつま市大浦町 飼養状況 : 発生農場 約5,400羽 種鶏(肉用) 疫学関連農場 約7,600羽 種鶏(肉用) ※すべての飼養鶏が処分対象</p> <p>2 経緯 (1) 2月10日正午、系列会社から南薩家畜保健衛生所に対し、死亡羽数が増加した旨の通報 (2) 同日、鳥インフルエンザ簡易検査を実施し、陽性を確認 (3) 2月11日、遺伝子(PCR)検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認</p> <p>3 今後の対応 (1) 発生農場: 飼養家さんの殺処分(午前7時開始)、汚染物品等の埋却及び消毒 (2) 制限区域の設定: 発生農場を中心とする3km圏内を移動制限区域、3~10km圏内を搬出制限区域として移動制限を告示 (3) 消毒ポイント: 制限区域付近に消毒ポイントを4箇所設置し、関係車両の消毒を開始(午前7時開始) (4) 発生状況確認検査: 移動制限区域内に発生状況確認検査の対象となる家さん飼養農場なし</p> <p>4 その他 (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いします。 (2) 作業等にかかる写真は、県より報道各社へ10時・16時を目処に提供いたします。</p>	
資料	別紙1 鹿児島県の消毒ポイントの位置 別紙2 移動制限、搬出制限区域内の養鶏農場及び飼養羽数 別紙3 農林水産省プレスリリース	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(2月11日掲載予定) <input type="checkbox"/> 後日掲載	
取材案内		
問い合わせ先(担当課)	担当課	農政部畜産課
	取材対応者	畜産課長 福重(099-286-3211) 内線3211
	問い合わせ窓口	企画経営係長 垣内(099-286-3216) 内線3216

鹿児島県消毒ポイント位置

別紙 1



	路線名	場所
①	国道 226号	くじらの眠る丘
②	国道 270号	南さつま交流センター にいなまる
③	国道 270号	トヨタカローラ鹿児島 加世田店横
④	国道 226号	鳳凰高等学校 北側道

移動制限、搬出制限区域以内の養鶏農場及び飼養羽数（令和6年2月11日時点）

	肉用鶏		種鶏		採卵鶏		その他		合計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
3km	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3-10km	8	約273,000	6	約82,000	0	0	1	約8,000	15	約363,000
合計	8	約273,000	6	約82,000	0	約0	1	約8,000	15	約363,000

※その他は、うずら農場

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の 確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持 ち回り開催について

本日（2月11日（日曜日））、鹿児島県南さつま市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内9例目）されました。これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1. 農場の概要

所在地：鹿児島県南さつま市
飼養状況：約5,400羽（肉用種鶏）
疫学関連農場：鹿児島県南さつま市（1農場、約7,600羽）

2. 経緯

- （1）昨日（2月10日（土曜日））、鹿児島県は、同県南さつま市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- （3）本日（2月11日（日曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫措置等について速やかに決定します。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和6年2月11日（日曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292